

平成 16 年度 第 10 回 規制改革・民間開放推進会議

会議終了後記者会見録

日時：平成 16 年 12 月 24 日（金）17:13 ~ 17:43

場所：永田町合同庁舎第 4 会議室

司会 それでは、ただ今より第 10 回「規制改革・民間開放推進会議」の記者会見を開催いたします。

それでは、議長よろしく申し上げます。

宮内議長 本日 11 時から第 10 回の規制改革・民間開放推進会議を行いまして、お手元にお配りいたしました、私どもの本年度の第一次答申というものにつきまして、内部で議論いたしました。これを会議として決定いたしまして、先ほど 4 時 30 分でございますか、私ども 4 人の委員と、それから村上大臣とで小泉総理にお目にかかりまして、答申をお受け取りいただいたということでございます。

これまでたびたび御説明してまいりましたように、当会議の初年度の初めての答申ということでございます。

その中で、官製市場の民間開放という大きなテーマに沿いまして、幾つかの重要検討事項について努力をしてみたいわけでございます。

その中で、一番関心を引きました点につきましては、ぎりぎりまで調整が難航しておりました医療関係でございます。混合診療というものにつきまして、当会議といたしましては、一定水準以上の医療機関における混合診療の解禁ということを主張しておりました。

これに対しまして、厚生労働省は、現在の特定療養費制度を拡大及び制度自身の使い勝手というようなものにつきまして大きく手を加えるということで、実質的に混合診療に非常に近い形の実現できるということでございました。この両者の調整が続いていたわけですが、お手元の答申のような形で合意に達したということでございます。

その他の医療関係におきましては、現在問題になっております、中央社会保険医療協議会、中医協の改革ということにつきまして、これも私どもとしましては、中医協の解体的な改革ということもなくして医療問題全体の解決ということにはなかなかできない、ということで、非常に思い切った改革案を提示しておりまして、厚生労働省と議論をしてみたいわけでございます。

これにつきましても、中医協の問題点を中医協の中で考え直すというような案もあったわけですが、最終的には第三者機関をつくって、そこで中医協の改革案をつくると、それも非常に早い時期に作業するというような合意に達したということでございます。

その他、医療関係以外のところで、一番大きなテーマとして残りましたのは、「市場化テスト」の問題でございます。「市場化テスト」につきましては、本年度にモデル事業を

選定するという非常に大きな目標が掲げられていたわけでございます。

モデル事業を選定するという事は、そのモデル事業から始まって、「市場化テスト」というやり方を全ての、いわゆる官業というものに当てはめて実施できないかという大きなテーマをその後ろに抱えているわけでございますから、モデル事業が実施されるということの意義は極めて大きいわけでございます。

これにつきましては、答申の中に書かれておりますように、ハローワーク、それから社会保険庁の業務、この業務を中心にモデル事業を選んで、次のステップに行くということで合意に達したわけでございます。

そういうことで、その他の点につきまして、また御質問にお答えする形で触れさせていただきたいと思いますが、官製市場というのは、私どもの前身がずっとやってまいりました規制改革というひとつひとつの規制を取り上げていくということから、制度、もう既に社会制度になっているものに民間の知恵といいますか、民間活力というものをどのような形で入れ込むかという、これまでにない大きな制度改革を求めている部分もあるわけございまして、そういう意味で、私個人的にも、これまで長い間こういう問題を取り扱わせていただきましたけれども、そういう意味では非常に大きな岩盤のような社会制度というものと対峙するという初めての大きな経験でしたが、それについて一定の成果を収めることができたという評価をしております。

必ずしも当会議の志向しておりましたとおりに動いたということではございませんが、私どもはまだ3年任期の1年目でございますから、問題提示と、一定の前進ということができたわけでございますので、引き続きこれの次なる一步ということを考えていくということで、次につながる第一歩を踏み出すことができたというふうに思います。

これはひとえに、現小泉政権の持っております、構造改革を進め、民のできることは民に任せるんだという理念が後押ししてくれたということも事実でございますし、担当の村上大臣にも大変御努力もいただきましたし、また私どもの後ろに控えております事務局の皆様方が、文字どおり寝食を忘れてバックアップしていただいたということによって、成果が上がったというふうに思っております。

私からはとりあえず感想を含めまして、所見と申しますか、申し上げさせていただきましたが、あとは御説明を長々とするよりも、御質問にお答えするという形で、鈴木議長代理、八代、草刈両総括主査がおいでになっておりますので、御一緒にお答えさせていただきたいと、このように思います。

司会 それでは、御質問を受けたいと思いますけれども、まず、最初に社名とお名前をお願いいたします。

それでは、御質問をどうぞ。

記者 朝日新聞ですが、先ほども必ずしも当会議が志向したとおりに動いたわけではないというお言葉がありましたけれども、一方で、宮内議長は常々議論が行き詰まったら、総理の裁断も仰ぐことを考えていきたいとおっしゃっていたと思うんですが、今回、重要

テーマについても最終的な局面で総理裁断という機会はなかったんですが、それについてどうお考えでしょうか。

宮内議長 そうですね、ある意味では、何から何まで総理に裁断をお願いするというやり方は、私は決して褒めたものではないと思うのです。

そういう意味で、今度は、大臣折衝というのが非常に頻繁に行われたということが、これまでにない出来事でありまして、そういう意味では本部と我々会議との連携というのは、担当大臣によって相当程度カバーされたということでございます。

それから、こういう大きな問題について、本当に総理の裁断を仰ぐという場面は、今年はその意味で大きな局面ではなかったのかもしれませんが、今後はいろいろな局面が出ると。そういう意味で本部の形式と、あるいはミニ本部というか、大臣折衝を多用するというやり方は、官製市場という非常に大きな幅広いものを相手にする場合は、初年度としましては十分活用させていただいたというふうに思います。

私は、何から何まで総理に持っていくというやり方よりも、最後は持っていけるんだというシステムの方が重要なんだろうと思います。そうでないと、我々が仕事をしている意味が余りないと思ひまして、担当大臣もおられるということですから、これでよかったかと思ひます。

記者 その場面ではなかったということは、要するに、今年成果として取れた部分で、今年の分としては評価していらっしゃるかと、こういう理解でよろしいですか。

宮内議長 満足している部分は、大きなテーマで、難攻不落かと思つたテーマが動いたという意味では評価しております。

それから、評価していない部分としては、十分ではなかったという意味ですが、ただ、十分でなかったというのは、もうこれで絶望的かということではなく、時間軸で考えれば、次につながつたというふうに思っておりますので、この不十分さは、我々の今後の努力によって、またつま先上がりかもわかりませんが、前進させなければならないというふうに思っております。

記者 関連してもう一つだけ、先ほど本部も機能したというお話がありましたけれども、御承知のとおり、顔を合わせたのは初回の1回だけで、あとは持ち回りでしたし、一方で、ミニ本部も総理が出席して、その場でいろいろ決断までやるということまで想定されたにもかかわらず、首相の出席というのは結局ありませんでしたと。

一方で、諮問会議の方では、総理の援護射撃もありましたけれども、一方で本部というものが全く機能していないように見えるんですが、これについてはどうお考えでしょうか。

宮内議長 諮問会議と当会議は、常に連携してやるということをやるべしというふうに言われておりますし、諮問会議が大きな意味で方向性を後押ししてくれたということ。この連携ということは十二分に成果が上がつたと思ひます。諮問会議の御理解と御支援ということにつきましては、大変感謝しておりますし、私も何度も出席させていただいたと。

だから、諮問会議で大きな方向性、問題点というのは、実は総理の頭の中に十分入ってい

るわけなんですね。

ですから、もう一つ同じような場をどうしてもつくりたいといけないかという、そうでもないのではないかなという感じがいたします。

もし、余り形式的なことばかりやっても仕方がないと思いますので、やはり諮問会議で大きな問題を投げかけて、総理としては本年度どこまで考えればいいのかということを十分御検討されて、大臣等が仲立ちになったといたしましても、我々の意向をくむ形で前進できたということですから、大会議をやって、結局政治プロセスとしては同じようなことになるのではないかなという気がします。

記者 今、行革の流れの中で、政府は総理とか官房長官主宰の本部なり組織というのはどんどんリストラしているんですが、要するにこの本部というのは要らないということなんでしょうか。

宮内議長 いやいや、そんなことはありません。その本部というものが存在するからこういう形で今回動いたんだと思います。

ですから、本部の組織が屋上屋なのか、これが機能するかどうかということは、3年間の成果を見ていただくということであって、初年度としましてはこれだけ大臣折衝を活用させていただいたと、活用させていただいたというのは大変失礼なただけけれども、ということはやはりこの本部が存在したからだと思います。

司会 ほかに御質問ございませんか。

記者 日経新聞ですが、今日これを総理に手渡された際に、感想を含めて総理から何かお言葉がありましたでしょうか。

宮内議長 どちらかという、我々の話を聞いていただいたわけですし、私どもは成果は非常に難しいものであったけれども上がったと、例えば、混合診療というものが一例で話題が出たわけですが、実質的には非常にこれまでの現場での不便さ、患者の不満度というようなものについては、十分応える内容のものができたと。しかし、私どもの主張している意味の純粋な混合診療というものは実現できなかったと、そういう意味ではある意味では実を取ってまだ名が取れていない状況なのかもしれないと。

だから、私どもとしましては、そういう意味で今、非常に不便している、患者がこれによって不利益を被っているという部分は、十分埋めることができると。これはやはり成果として素直に評価すべきだと思うんです。しかし、日本が今後医療で世界をリードするというような形の医療をつくり上げるということであると、やはり私どもの言っている一定水準以上の医療機関における自由な形で混合診療をやっていただくと。創意と工夫と切磋琢磨というようなものを入れ込むことが、次の段階では恐らく必要になってくるんだろうということで、bそういう点で特区という形でこの答申にも書かれておりますけれども、そういう本当の意味の混合診療ということについて、またこの答申が終わった直後、来年から次の作業をさせていただくというお話をしておいたわけですし、その他の部分につきましても、例えば「市場化テスト」につきましても、モデル事業の次にはやはり全体にこ

れをアプライするための制度設計というものが必要になると。そうすると、その制度設計を考える特別な部門をつくるということをしにしないといけないという、次の作業の御説明もさせていただいたというようなことでございますので、我々としては、今年はこちらで締めると。また次があるという、従来もそうだったんですけども、そういう意味では今年1年は一定の成果が、と言うか実質上思った以上の成果があったんじゃないかという受け取り方もできると思います。

記者 確認ですが、混合診療で、実を取って名が取れていないというのは、宮内さんのお考えですか。

宮内議長 私の考えです。

記者 では、総理は宮内さんの御説明を聞いておられたんですか。

宮内議長 聞いておられました。

記者 では、総理は評価されていたということですか。

宮内議長 だから、やはり今度は、例えば、患者の要望とか、それから先端医療をやっている現場の病院の悩みとかということを相当解決できると。だから、私どもの批判としては、今の特定療養費制度というのは、いつまで経っても世界の認知された安全性と有効性が確立された医療に後追いで追いつくだけだと、しかも後追ひも随分遅い後追ひなので、どうにもならないという批判をしていたわけですけども、この後追ひのギャップがものすごく埋まったということは、これは評価できるんじゃないかと思います。

その次は、今度は後追いでなく先へどう行くかということを考える必要があるんだと思います。

草刈総括主査 中身のお話で言うと、いろんなことをやりますと、例えば、技術については検討会議をつくって、そこでどんどんそういうものをOKするようにしましょうと、それも中医協とは別の外部組織で検討会議をつくってそこでやりますと言っているわけです。薬についても、治験というものを3か月に1回は必ずやる。あるいは、場合によっては非常に緊急度が高いものをやるとか、いろいろ書いてあるんですけども、ただその中身がはっきり明確にあるわけではないんです。ですから、そのところがきちっと、いわゆる具体的な施策として明快になって動かないと、実際には本当に実があったかどうかというのがわからない。それは、私たちの中でしっかり監視をしておかないと、実は非常にきれいな絵が書いてあるけれども、中身が伴わなかったということになると、何をやっておったのかわからない。したがって、もしそれが余りうまくいかないようだと、また我々としては新しい形で問題提起していくということが当然必要だと思います。

記者 済みません。読売新聞です。確認なんですけれども、総理はそうすると、特に宮内議長なんかに何も発言はされてないのでしょうか。何か総理のお言葉があったら。

宮内議長 今日は答申をお渡ししたわけですから、御苦労様でしたということが主なる話題であって、私どもはこれで一応今年の考え方をまとめた、まとめられたのはここまでですと、しかし、今後はこういうことをやりたいという、一番いい機会ですから、こち

らから申し上げたということですので、それは十分聞いていただけたと思います。

司会 ほかに御質問ございませんか。

記者 日本経済新聞です。まず一点なんですが、「市場化テストの推進について」という資料3という紙が今回入っているんですが、答申と別にあえてこういう紙をおつくりになった経緯とねらいみたいなものをお話しいただければと思います。

宮内議長 これは、今、御説明するのを忘れましてけれども、これはどちらかというところ八代さんに御説明いただいた方がよろしいと思います。

八代総括主査 「市場化テスト」というのは、今、宮内議長の方から御説明がありましたようにモデル事業というところは実現したわけで、これは言わば岩盤にある程度穴が開いたわけですが、この穴を更に広げてトンネルをつくるために、本格的な「市場化テスト」をしなければいけないわけですが、そのために不可欠なものが2つありまして、1つは市場化テスト法というような、法律に基づいて各省に「市場化テスト」をやっていただく、一種の法的根拠が要るわけです。

もう一つは、その法律をつくと同時に、きちっと「市場化テスト」が公平に行われるように監視する第三者機関が要る。これは、特区法のイメージを考えていただければわかるんですが、構造改革特区というのが今、随分広がっているわけですが、それを支えたのが構造改革特区室と構造改革特別区域法という2つのもので、全くこれと同じものをつくらなければいけない。残念ながら今回の答申では、市場化テスト法とか、あるいはそのために必要な組織というものが、いつやるかということまでは合意できなかったわけです。

しかし、それがなければ「市場化テスト」というものがモデル事業は実現しても、あと際限なく引き延ばされる可能性がありますので、それを防ぐために別途こういう会議の見解というか、こういう形でこれを明記したわけです。

本日も村上大臣がそういうことをする必要があるということをおっしゃっていただきましたし、そのような形でこれを、答申には入っておりませんが、速やかに実現するという形で今、事務局の方でも一生懸命動いていただいているというふうに聞いております。

記者 例えば、ちょっと細かくて恐縮なんですけれども、3番目のところに「当会議と各府省との関係のみならずそれ以外の要因もあり」というふうに書いてあるんですが、これは要は答申には盛り込まれてないけれども、最終的には会議としての意思はこれをやっていくんだということと捉えてよろしいんでしょうか。それとも会議の中で、若干足並みが乱れているというか、そういうものがあるということなんですか。

八代総括主査 いや、会議の中では足並みは全く乱れてなくて、この方向で合意したと思います。なかなかうまくいかなかったのには、いろんな要因があるということがございます。

記者 あともう一点、さっきの特区の話なんですけれども、今回混合診療で一定水準以上について、今後合同チームをつくってやっていくというお話になったんですが、現在特区の方もややタマの方が小粒になってきているという批判もあって、そういう意味で今後

こちらの規制改革・民間開放と特区の連携というのは、今回のを皮切りにどんどん増えていくというか、本格的に進んでいくというふうに考えてよろしいのでしょうか。

八代総括主査 紙にはしておりませんが、本日の会議で、まさにその点について私の方から発言させていただきました。これは、この会議の前身である総合規制改革会議では、特区ワーキンググループというのがあって、特区の提案に対して特区室と協力してそれを実現するよう公開討論等を含めて、各省と積極的に交渉していたわけなんです。今年はいろいろ初年度ということもあり、なかなかそこまで及ばなかったわけであり。しかし、今度の1月には、混合診療特区のような提案もございます、それ以外にも幾つ興味深い特区提案も出ておりますので、特区室と協力してやりたい。こちらの官製市場委員会というのがそれに当たると思いますが、かつての特区ワーキンググループと同じような形で、積極的に新しい特区をつくっていくということをやりたいということをお願いして、了承を得たというふうに考えております。

司会 ほかに御質問ございませんか。

記者 読売新聞です。一応一定の成果があったことはわかるんですけども、当初の基本方針とか中間報告に比べてしまうと、どうしてもその後退した感が否めないと思いますが、省庁とか政治の壁をどのようにお感じになられたか、お願いできますでしょうか。

宮内議長 これは例年、ひょっとしてそうかもわからないんですけども、私どもの年初のテーマ出しのときは、相当大きな目標を掲げて、そして関係省庁と協議に入ると。そこから見ると必ず後退という見方にならざるを得ないのですが、初めから見ると非常に随分進んだという見方もできますから、本当にこれはコップに水が半分入っているのを見て、半分しかないと思うのと、半分もあると思うのと、これは見方だと思うんです。

ただ、最初申し上げましたように、私どもが今取り組んでいる官製市場という、いわゆる大きな岩盤というのは、そう簡単なものではない、1つの社会制度ですから。しかもその社会制度がものすごく長い間存在していたと。したがって、国民の目から見ても、それが大きく変化する場面というのは、なかなか想像しにくいわけです。ですから、ものすごく変化に対しての抵抗というもの、あるいは、変化を受け入れるということに対して抵抗がある。

それから、そういう制度が長く続けはそこに、そのシステムを動かすための行政組織というのがありますし、そのシステムの上に存在するいろんな事業をしている人、既得権益と言いますか、いろんな形の利害関係者が生まれて、その人たちにとってはもう動くことは全く反対だという、ものすごい強い反対になりますね。ですから、ひとつひとつの規制を動かすのに比べまして、制度的なものに手を入れるというのは、非常な抵抗があると、私どもの意図するところもなかなかわかってもらえない。そうでない社会ということは、なかなか想像できないということがあるのです。ですから、政治の目から見ても、国民がこれでいいと思っているのを動かすことを強くサポートするということは、非常にやりにくいというふうないろんな面がありますから、構造改革が進まないという、そういう

意味での評価であるとするれば、それは違うんじゃないかと思えます。

司会 ほかに御質問ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、記者会見はこれにて終了いたします。どうもありがとうございました。